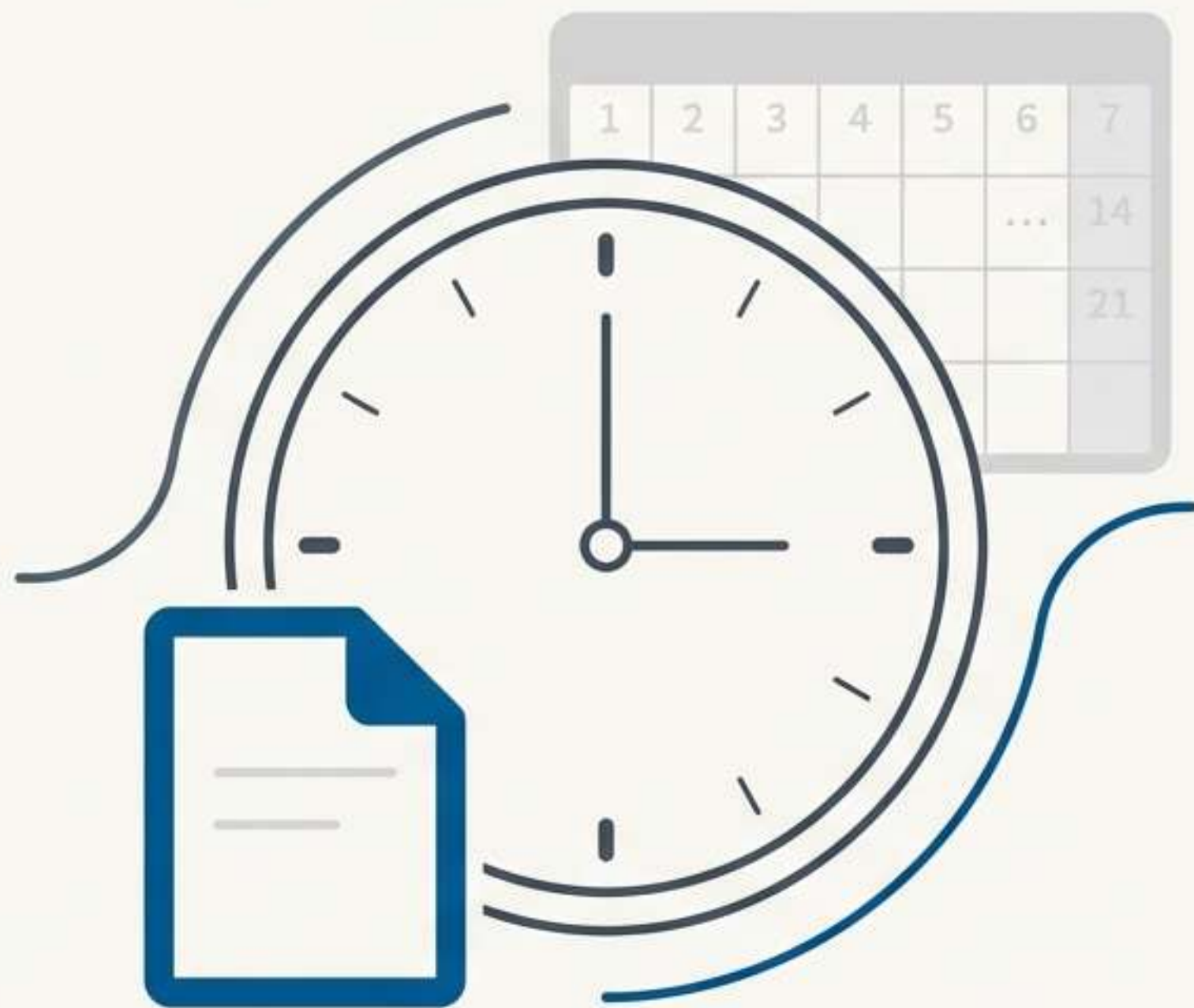


「入院時情報連携加算Ⅰ・Ⅱ」完全ガイド

算定日数の数え方とタイミングをマスターする





なぜこの加算が 重要なのか？

利用者の状態を正確に医療機関へ伝え、入院中も切れ目のないケアを実現するために不可欠です。

この加算は、**ケアマネジャーと医療機関のスムーズな情報連携**を評価する制度です。

加算Ⅰと加算Ⅱ：最大の違いは「スピード」



加算Ⅰ

迅速性 (Speed)

- 情報提供を**3日以内**に行う

200単位



加算Ⅱ

確実性 (Reliability)

- 情報提供を**7日以内**に行う

100単位

日数カウントの最重要ルール

入院した当日が「1日目」となります。



土日・祝日も含む「暦日」でカウントします。

情報提供日が要件の日数内であれば、事業所の営業日か否かは問いません。

ガントチャートで見る算定タイミングの全体像

- ☆ (白抜きの星) : 入院日
- ★ (黒塗りの星) : 情報提供日
- 営業日 ■ 営業日以外



【具体例①】 加算Ⅰ：月曜日に入院した場合

利用者が月曜日に入院したケースで、加算Ⅰの算定可否を見てみましょう。

月	火	水	木	金	土	日
☆		★				

月曜(1日目), 火曜(2日目), 水曜(3日目)。

3日以内の情報提供なので**加算Ⅰ（200単位）**を算定できます。



月	火	水	木	金	土	日
☆			★			

木曜日は**4日目**にあたるため、加算Ⅰは算定できません。



【具体例②】 加算Ⅰ：週末を挟む場合

金曜日に入院した場合、土日も日数に含まれるため注意が必要です。

金	土	日	月	火	水	木
☆		★				



金曜(1日目), 土曜(2日目), 日曜(3日目)。3日以内なので算定OKです。

金	土	日	月	火	水	木
☆			★			



月曜は4日目です。週末も暦日でカウントするため加算Ⅰは算定できません。（この場合、加算Ⅱの算定は検討可能です）

【具体例③】 加算Ⅱの日数の数え方

加算Ⅰの3日間を過ぎてしまっても、7日以内であれば加算Ⅱが算定可能です。
水曜日に入院したケースを見てみましょう。

OKパターン

水	木	金	土	日	月	火	水	木	金
☆						★			



水曜日を1日目として、翌週火曜日は**7日目**。
7日以内なので**加算Ⅱ（100単位）**を算定できます。

NGパターン

水	木	金	土	日	月	火	水	木	金
☆							★		



翌週水曜日は**8日目**にあたるため、加算Ⅱも算定できません。

タイムラインで比較する加算ⅠとⅡの判断



3日目までに提供できれば、より評価の高い加算Ⅰを算定。

3日を過ぎても、7日目までであれば加算Ⅱが算定可能。

よくある質問と注意点（Q&A）



入院日より前に情報提供しても算定できますか？

可能です。ただし、情報提供から実際の入院日まで間隔が空きすぎると、利用者の状態が変わる可能性があるため、入院直前の情報提供が望ましいとされています。

出典：令和6年度介護報酬改定に関するQ & A（Vol.1）問118



同じ月に同じ利用者が再入院した場合は算定できますか？

同一月内の再入院では算定できません。また、翌月以降の再入院でも、利用者の状況に変化がなく、提供する情報が前回と同一の場合は算定できません。

出典：令和6年度介護報酬改定に関するQ & A（Vol.2）問18

算定のための最終チェックリスト



スピードが鍵：加算Ⅰは3日以内、加算Ⅱは7日以内



スタートが重要：入院したその日が「1日目」



週末もカウント：土日・祝日も含む「暦日」で数える



目標設定：まずは高単位の加算Ⅰを目指し、迅速な連携を

正確な情報連携で、 質の高いケアを。



ご清聴ありがとうございました。